

北海道立市民活動促進センターは、地域社会のニーズを的確に応えようとするNPOなどの道内の市民活動を応援しているセンターです。

特集

「環境教育」って何だろう？

最近よく聞いたり目にしたりするようになりましたが、「環境教育」ってご存じですか？今回は、「環境教育」について、実際に活動されている菊田 融さん（共育考房かわさん）から、ご紹介いただきます。

最近、「環境教育」という言葉を良く耳にしませんか？環境教育とは「環境問題を解決する行動する、もしくは行動する市民を育てる教育」(1)のことです。しかし「環境問題ってどんなこと？」と聞かれると、ある人が「地球温暖化」を、別のある人は「自然破壊」、また他の人が「ゴミ問題」とか「異常気象」「森林伐採」などそれぞれ人によってイメージが分かれます。もちろんこの他にも『環境問題』から想像される言葉・事項が沢山あります。なぜでしょうか？それは、環境問題が広範囲にわたっているからです。

それでは、環境教育とはどのような教育でしょうか？ベオグラードにて1975年に世界で初めて開催された環境教育の専門家会議では、環境教育の目標を「環境とそれにかかわる問題に気付き、関心を持つとともに、直面する問題を解決し、新しい問題の発生を未然に防止するために個人及び社会集団として必要な、知識、技能、態度、意欲、実行力などを身につけた人々を育てること」(2)としています。

また、2003年7月に完全施行した環境教育推進法(3)では「環境の保全についての理解を深めるため行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。この場合の環境とは、「人間社会を含めた地球環境システム全体」のことを示

すものと考えてください。地球環境問題が深刻化している現在、多くの市民活動団体が、自然体験やリサイクル、ごみ拾いなどの様々な方法を用いて環境教育活動に取り組んでいます。



環境探偵：地域で起こった環境問題の原因を参加者に環境探偵になってもらい探ってもらった実験を取り入れた環境教育ワークショップの様子

環境教育って何をするのでしょうか？多くの人々に環境問題をわかってもらい、最終的にはその人の価値観やライフスタイルに影響を与えるためには、上手くデザインされた環境教育プログラムが必要です。効果的な環境教育プログラムに必要な要素と、実施する際に指導者として必要な心がけとは、どのようなことでしょうか？日本型環境教育の提案には、次の4つのポイントが紹介されています(4)。

- 1) 参加者をひきつける要素：伝える内容をいきなり押しつけるのではなく、最初に参加者をひきつける技術が大切です。最初は参加者の関心をそそるテーマで、引き込んだ上で、少しずつ本来の方向に誘導していけるように

特集：「環境教育」って何だろう？

するとよいでしょうか。

- 2) いつまでも心に残る要素：その活動が、いつまでも心にのこる内容にすることが大切です。そのためには、参加者自身で「気づきや」や「発見」を得られるような実践や体験の時間が持てる活動がよいでしょう。そのためには指導者自身がいつも新鮮な気持ちで周囲の自然や参加者に接することが大切です。
- 3) 参加者がおたがいに体験や活動をわかちあえる要素：他の仲間と行う活動は、一人の活動に比べ相乗的な効果を発揮します。その活動で得た体験や感動を仲間と共有することにより何倍もの力になります。指導者は、参加者に何かを見せたり話したりする活動だけでなく、実践してその結果や体験をわかちあう活動を考えることが大切です。
- 4) 人から人へと、その手法やメッセージが伝わる要素：一度、そのプログラムを体験した人が、今度は他の人にも、そこで、得た発見や感動を伝えると、そのプログラムがどんどん広がっていきます。したがって誰でもそのプログラムを教えてもらえると同様に、指導できる、あるいは呼びかけられるようなものであることが望ましいです。

北海道の NPO 法人で、定款の活動種類に「環境保全」を入れている団体は、308 団体(5)で、これは北海道の NPO 法人の約 24%を占めています。また、主たる活動として「環境保全」をあげている団体は、133 団体あります。その主な活動内容を大まかに 3つのグループに分けると、1.自然環境保全や自然体験活動など自然に関わる団体：91(68%)、2.リサイクルやエネルギー問題など生活に関わる団体：35(23%)、3.その他(環境団体のサポートなど)：7(5%)になります。



科学技術専門学校の学生によるアースディEZO2007円山動物園会場でのクイズラリーの様子

北海道では、豊かな自然環境を背景にして、自然環境の保全や自然体験活動・農業体験活動を実施している団体が多いのが特徴と言えます。そして、これらの環境保全活動を推進している団体の多くは、一般市民向けの講座や体験教室、清掃作業などの活動を行っています。その個々の活動が環境教育の場を提供していると言えます。

1994年から、北海道で環境教育にかかわる者のネットワーク作りを目的として、「北海道環境教育ミーティング」が開かれていますのをご存知ですか？今年も、「すぐそばの！すぐそばに？～すべてがなんでもちょっとでも環境教育～」というテーマで、12月15日(土)・16日(日)に実施される予定です。団体で活動している人だけでなく、一般市民も参加出来るまさに《環境教育を知って・触れて・身近に感じる》イベントです。様々な問題に向かって、明るく楽しく希望を持って取り組んでいる沢山の人の笑顔に出会うことができます。

『環境教育』と聞くと、「専門的で難しい分野」「堅い」ものと想像してしまう方は、是非今年の「北海道環境教育ミーティング」にご参加ください。大丈夫です、難しいことは行っていません。私自身、難しいことは苦手な人間ですから。

(菊田融：共育考房かわさん)

1 西村仁志, 2005, 環境教育の目指すもの, 左巻健男 他編, 地球環境の教科書 10 講, 東京書籍株式会社
 2 ペオグラード憲章
 3 正式には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」
 4 社団法人日本環境教育フォーラム編, 2000, 日本型環境教育の提案 改訂新版
 5 2007年5月末現在: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sbs/npo-kyoudou>

センターインフォメーション

NPO法人・NPO活動を行っている皆さんへ

5月11日、当センターにて、NPO法人北海道NPOサポートセンター主催による「法人税法の改正に伴う緊急勉強会」が行なわれました。この勉強会の内容は、法人税法上の収益事業を行っているNPO法人の皆さんには大きく関係するものです。また、法人格を有していないNPOも、法人税の申告が必要な場合には、同様の注意が必要です。(以下、NPO会計税務サポートサイトより引用しております(平成19年3月末時点での資料))

緊急！ 役員(理事・監事)の給与に注意

NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク

法人税法の改正といってもNPO法人の人たちにはピンとこないと思いますが、今年は多くの、特に福祉系のNPO法人に大きな影響を及ぼしそうな改正がありました。知らないと思いがけない税負担が発生しますので注意が必要です。

福祉系のNPO法人では、理事さんも現場のヘルパーとして働いて、時給計算等で給与を支払われているのが一般的です。時給計算では、毎月の給与の金額は当然変動することになります。今回の改正では理事に対して支払われる変動する給与は損金に算入できないことになりました。損金に算入できないとは、払ってもいいけれども法人税法上は経費として認めないということです。

これは、福祉系に限らず、法人税の課税される事業を行っている法人の理事はすべて同じです。損金に認められるのは、毎月(または毎週)定額の報酬か、もしくは事前に税務署に届け出た報酬だけになります。もちろん賞与も事前届出が必要になります。

例外があります。使用人兼務役員です。代表権のない理事が、理事ではない他の職員と同じ仕事を行い、同じ基準で給与を受け取るのであれば、変動する給与であっても損金になります。問題は使用人兼務役員として認められるかどうかです。代表権を持つ理事は使用人兼務役員にはなれません。当然、理事長はダメです。副理事長や専務理事、常務理事等のいわゆる役付理事も使用人兼務役員にはなれません。定款に定めがなくても通称がそうであれば法人を代表しているとみなされます。

また、NPO法人は定款で代表権の制限を設けていない限り理事全員が代表権を持っていることになりますから、注意が必要です。この場合の理事はすべて使用人兼務役員にはなれないわけです。

この改正の適用は、今年(2007年)の4月1日以降に開始する事業年度からということになっています。3月決算で新年度の報酬の決定が6月末であれば今年の7月以降ということです。これは、一般的には役員報酬に関する決定は通常総会でされることを想定しているからですが、決定が4月の報酬支給日前であれば4月分から適用です。

以上のことから、該当する法人は今年の社員総会では次のような対策をとる必要があります。

(1) 定款で代表権を制限していない場合は、定款を変更すること。具体的には「理事長は当法人を代表する」といった規定を設けます。

(2) 理事長や役付理事に関しては、年俸を見積もって毎月定額の報酬を支給する方法に変更します。

また、非常勤理事や監事に年1回あるいは2回の報酬の支払があるような場合は、NPO法人に関しては税務署に事前届出を行わなくても損金算入できる見通しですが、今後の情報提供にご注意ください。なお、この非常勤理事や監事に対する報酬と(2)で定める報酬は、いずれもNPO法上は役員報酬ということになりますので、全役員(理事と監事を合わせた総数)の3分の1以内にしか支給できないことにも注意して下さい。

以上

センターインフォメーション

当センターで開催する事業のお知らせ

市民活動基礎講座

～ 思いや経験を市民活動で活かそう～

市民活動に関心のある方々を対象にボランティアやNPOなどの市民活動の基礎知識や組織づくりなどを学ぶ講座を開催します。

日 時：平成19年 8月29日(水) 18:00～21:00
平成19年10月15日(月) 13:30～16:30

* 各日同一内容で1回完結の講座です。
ご都合に合わせて、ご参加下さい。

場 所：北海道立市民活動促進センター研修コーナー
対象者：市民活動に関心のある方、すでに活動している方等
内 容：講師 東田 秀美さん

(市民活動スペース アウ・クル代表・NPO法人
旧小熊邸倶楽部理事長)

- ・市民活動の基礎
- ・市民活動の紹介
- ・組織づくり

参加料：300円(資料代)

定 員：20名(先着順)

市民活動ミニフェア

～ 市民活動パネル展～

7月20日(金)の「カルチャーナイト」にあわせて、道内で活動している市民活動団体を紹介するパネル展(約80団体)を開催します。

福祉や環境、まちづくりなどさまざまな分野で活躍している市民活動団体の活動パネルを是非ご覧下さい。

日 時：平成19年7月19日(木) 13:00～21:00
平成19年7月20日(金) 9:00～21:00

場 所：北海道立市民活動促進センター研修コーナー
入場料：無料(申込みは不要です)

パネル展の参加(出展)団体募集中です。

規格：1団体1枚、A2版縦(594mm×420mm)

内容：団体名、活動内容、連絡先、その他PRなど
出展希望の団体は、予めお申し込みの上、7月10日(火)までに作成した用紙を送付下さい(先着80団体)。

詳しくは、当センターホームページをご参照下さい。

市民活動スキルアップ講座

～ 情報整理術セミナー～

皆さんは、市民活動に必要な情報をどこから集めていますか？そして、その集めた情報をどう整理し、活用していますか？

情報整理術セミナーでは、集めた情報を整理して、“対人コミュニケーションの要素”や“プレゼンテーションの材料”、“コミュニケーションのツール”として活用する方法を学びます。

2日間の講座を通して、情報整理名人になってください。そして、皆さんの活動に役立ててください。

日 時：全2回
平成19年7月28日(土) 10:00～16:00
平成19年7月29日(日) 10:00～16:00

場 所：北海道立市民活動促進センター研修コーナー

対象者：市民活動実践者、市民活動関係者

内 容：講師 夏川 立也さん
(志縁塾コミュニケーションプロデューサー・株式会社アイ・エヌ・ジー伝達研究所代表取締役社長)

- ・7月28日(土)
テーマ「対人情報を入手し、整理し、活用する」
- ・7月29日(日)
テーマ「整理した情報を図解しながら議論を深め、プレゼンテーションを実践する」

参加料：1,000円(2日間)

定 員：30名(先着順)

当センターでは、市民活動に関する疑問・質問に相談員がお答えしています。

「NPOって何ですか?」、「ボランティア募集の情報を知りたい」、「助成金に関する情報を得るにはどうしたらいいの?」、「市民活動団体の運営についてアドバイスを受けたい」、「現在の活動団体をNPO法人化したい」など市民活動に関わる相談に相談員がお応えします。

直接来所、電話、FAX、メールなどで、お気軽にご相談下さい。

・TEL：011 261 4440

・FAX：011-251-6789

・E-mail：center@do-shiminkatsudo.jp

・URL：http://www.do-shiminkatsudo.jp

編集後記

センターのカウンターに座っていると、窓の外に色鮮やかな緑が目に入ってきます。そんなささやかなことが、心をあったかくさせてくれます。いつまでも、大切にしたいものですね。(ゆ)

問い合わせ・お申し込みは、当センターまで。
講座内容等詳しくは、当センターホームページをご参照下さい。
HPアドレス <http://www.do-shiminkatsudo.jp>